

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を 改正する省令の概要

令和 7 年 9 月
総 務 省

1 改正の趣旨

航空機燃料譲与税法（昭和 47 年法律第 13 号）第 2 条第 3 項及び第 2 条の 2 第 3 項並びに地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第 10 条の 2 の 2 第 9 項の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定めるもの。

2 改正の内容

令和 7 年 8 月 7 日に「新石垣空港」の名称が「石垣空港」に改められたことに伴い、地方税法施行規則等にて規定する「新石垣空港」を「石垣空港」に改めるもの。

3 施行期日

公布の日